

# 教育委員会 3月定例会会議録

日 時 令和5年3月16日(木) 午後2時00分から午後3時10分まで

場 所 市役所11階北会議室

出席者

(教育委員)

教 育 長	吉 川 真由美	教育長職務代理者	奈 良 知 彦
委 員	畠 山 正文	委 員	高 濱 正 伸
委 員	木 村 素 子		

(事務局)

教 育 次 長	藤 井 一 幸	指 導 担 当 次 長	都 所 幸 直
総 務 課 長	片 貝 伸 生	教 育 施 設 課 長	吉 永 和 也
文化財保護課長	上 野 克 巳	学 校 教 育 課 長	相 原 吉 次
前橋高等学校事務長補佐	岩 瀬 孝 弘	生 涯 学 習 課 長	関 口 知 子
青 少 年 課 長	内 山 崇	総 合 教 育 プ ラ ザ 館 長	金 井 幸 光
図 書 館 長	齋 藤 明 子		

教 育 長 これより前橋市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

教 育 長 直ちに本日の会議を開きます。

教 育 長 2 月定例会の会議録については、既に配付済みであります。記載事項に異議等ありませんか。

( 異 議 な し )

教 育 長 異議のないものと認め、承認いたします。

教 育 長 日程第一。会期の決定ですが、本会議の会期は、本日一日といたします。

教 育 長 日程第二。会議録署名委員の指名ですが、本日の署名委員に畠山委員と木村委員を指名いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

教 育 長 日程第三。教育長提出の諸報告について、報告いたします。

**総括的報告**

教 育 長 3 月に入り、1 日には、市立前橋高校で卒業式がありました。13 日には、市内の中学校、特別支援学校の卒業式が行われました。今後、幼稚園や小学校でも滞りなく卒園式、卒業式開催ができる見込です。今年は、桜の開花も例年以上に早く、来週には満開になるとのことで、久しぶりに、にぎやかな春になる感じがいたします。

それでは、総括的報告を申し上げたいと思います。まず教育福祉常任委員会についてですが、2 月 20 日に開催されました。先月の定例会で決定をいただきました第 3 期前橋市教育振興基本計画について、ご報告させていただきました。その他、第 2 期前橋市教育施設長寿命化計画の案に関するパブリックコメントの実施結果、前橋市公民館条例等の改正についてご報告し、3 月 1 日から開始されました電子書籍サービスについて、ご説明申し上げます。

次に、令和 5 年第 1 回定例市議会についてですが、3 月 2 日より 3 月 29 日までの予定で現在開会中です。6 日には、各会派の代表者による代表質問があり、10 日、14 日の 2 日にわたり、総括質問がございました。中心市街地に建設予定の新図書館に関し、教育委員会に対する質問の他、都市計画部長に対しても質問があり、新図書館に対する市民の皆さんの期待の表れを感じました。学校教育に関する質問では、不登校児童生徒への支援、特別支援教育の充実、教員の多忙化解消などに加え、4 月にこども未来部が創設されることに伴いまして、ヤングケアラーなどの問題などについて、福祉部との連携強化を臨む要望や質問が数多く

ありました。詳細につきましては、一覧をご覧ください。

いよいよ5月8日から、新型コロナウイルス感染症が感染症法上において、季節性インフルエンザと同等の5類に位置付けられます。ウィルスへの感染がなくなるわけではありませんが、制約を受けていた体験活動や対面、参集での活動もしやすくなります。教育委員会としては、元に戻すという感覚ではなく、新しい社会への変化を意識しながら、学びを支援していきたいと思えます。以上でございます。

以上、総括的報告を申し上げましたが、質疑等ございますか。  
特になければ以上で質疑を終わります。

教 育 長

日程第四。教育長提出の議案を上程いたします。

まず、議事に入ります前に、議事の公開の是非についてお諮りいたします。教育長提出の議案第10号及び議案第11号については、市議会提出予定議案に関わることで、議案第18号については、人事に関することが審議内容でありますので、いずれも議事を非公開とすることが適当であると思われま。

したがいまして、議案第10号及び議案第11号、議案第18号については、前橋市教育委員会会議規則第20条第1項の規定に基づき、議事を非公開とすることに、異議等ありませんか。

( 異 議 な し )

教 育 長

異議のないものと認めます。

よって、議案第10号及び議案第11号、議案第18号については、議事を非公開とし、議事日程の最後に議題といたします。

それでは、議案第12号から議案第17号を議題といたします。説明をお願いいたします。

#### **議案第12号 前橋市教育委員会行政組織規則及び前橋市教育支援委員会規則の改正について**

総 務 課 長

教育委員会議案第12号「前橋市教育委員会行政組織規則及び前橋市教育支援委員会規則の改正について」ご説明申し上げます。

議案につきましては7ページからでございますけれども、説明にあたりましては、11ページをご覧くださいと思います。

まず、1の改正の理由ですが、教育委員会の組織機構を見直し、所要の改正を行うものです。

2の主な内容ですが、前橋市教育委員会行政組織規則関係につきましては、3点ございます。1点目は、アの学校経営に関する指導部門と教育関係職員の研修及び学校教育の情報化推進に関わる事務を学校教育課に集約し、教職員の人事管理などの学校の管理部門や教育的課題の解決を目指す取組をより発展させていくため、学務管理課を新設いたします。

2点目のイですけれども、多岐にわたる教育的課題を専門的な組織によって解決することを目指し、一体的な教育的支援を実現するため、総合教育プラザ及び青少年課を再編し、教育支援課を新設いたします。教育支援課には、こども未来部等と部局横断的な教育行政の調整・連携を図る係として教育調整係を新設すると共に、いじめ対策室、青少年支援センター及び児童文化センターを移管いたします。また、青少年健全育成関係の事務を、生涯学習課に新設する青少年教育係に移管いたします。

3点目ですが、図書館新本館の建設に向けた準備を進めるため、図書館に新本館整備室を新設いたします。これに伴い、地域サービス係の名称を企画管理係へ改めます。

次に(2)の前橋市教育支援委員会規則関係につきましては、前橋市教育支援委員会の庶務の所管を総合教育プラザから教育支援課へ改めるものでございます。

なお、具体的な改正箇所につきましては、12ページから14ページの新旧対照表に記載したとおりでございます。施行期日は、令和5年4月1日とするものです。

### 議案第13号 前橋市教育委員会公印規則の改正について

総務課長

次に、教育委員会議案第13号「前橋市教育委員会公印規則の改正について」ご説明申し上げます。

議案につきましては、15ページからとなっておりますが、説明につきましては、17ページをご覧ください。

まず、1の改正の理由ですが、4月からの文書管理システムの導入に伴いまして、所要の改正を行うものです。なお、文書管理システムですけれども、これは、これまで紙で行っていた文書での起案から供覧、保存、廃棄といった一連の文書管理を電子的に管理するシステムでございます。次に2の主な内容ですが、文書管理システムの導入に伴いまして、公印を押印しようとするときは、文書管理システムで保管責任者の承認を得ることを原則とするものでございます。

なお、改正箇所につきましては、18ページの新旧対照表に記載のとおりでございます。施行期日につきましては、3に記載のとおり、令和5年4月1日とするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

### 議案第14号 前橋市総合教育プラザ管理規則の改正について

総合教育プラザ館長

教育委員会議案第14号「前橋市総合教育プラザ管理規則の改正について」ご説明申し上げます。

議案書の19ページをご覧ください。議案については、19ページからですが、説明については、21ページをご覧ください。

まず、改正の理由ですが、前橋市総合教育プラザの設置及び管理に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

具体的には、調査研究事項及び相談員等を定める規定において、前橋市総合教育プラザの設置及び管理に関する条例の引用条項を改めるものです。改正箇所につきましては、22ページの新旧対照表に記載のとおりです。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### **議案第15号 前橋市立小学校及び中学校の出席停止命令の手續に関する規則の改正について**

学校教育課長

教育委員会議案第15号「前橋市立小学校及び中学校の出席停止命令の手續に関する規則の改正について」ご説明申し上げます。

議案書の23ページをご覧ください。議案については、23ページからですが、説明については、25ページをご覧ください。

まず、改正の理由ですが、前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、前橋市個人情報保護条例が廃止されるため、所要の改正を行うものです。

具体的には、第11条第2項中「個人情報保護条例（平成9年前橋市条例第46号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改めるものです。改正箇所につきましては、26ページの新旧対照表に記載のとおりです。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### **議案第16号 第2期前橋市教育施設長寿命化計画について**

教育施設課長

教育委員会議案第16号「第2期前橋市教育施設長寿命化計画について」ご説明申し上げます。議案書27ページをご覧ください。

本件は、第2期前橋市教育施設長寿命化計画を次のとおり決定しようとするものでございます。28ページをご覧ください。

1の計画の目的についてですが、高度経済成長期に整備されたインフラが一斉に更新時期を迎えることについて全国的な課題となる中、本市では行財政改革の一環といたしまして、平成25年3月に「前橋市教育施設長寿命化計画」を策定いたしました。策定後、計画期間の10年間が経過いたしました。これまでの取組の進捗や社会情勢の変化に対応するため、新たに計画を策定するものでございます。

次に、2の前回からの主な改正内容は、記載のとおり3点ございます。

1点目につきましては、目標使用年数の見直しを行いました。前回の計画では、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造につきましては、80年としていたところを、今回は80年以上といたしました。本市の学校施設につきましては、全て構造躯体の耐震化が完了していることに加えて、定期的な点検・改修を実施していることから、構造躯体の健全性が確認され、長寿命化が可能な鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造の学校施設については、80年を超過しても使用上問題ないと判断いたしました。

次に、2点目につきましては、長寿命型の改修工事を実施した場合の  
コストについて試算しております。試算の条件といたしまして、建築後  
20年で大規模改造、40年で長寿命化改修、60年で大規模改造、8  
5年で建替えを実施することとしております。従来の建て替えを基本と  
した場合と比較いたしまして、40年間で約312億円、年平均では約  
7.8億円を削減できる結果となりました。

3点目につきましては、改修の優先順位の考え方、本計画期間におけ  
る主要な施設整備における目標値を示しました。また、施設の長寿命化  
には、直接寄与いたしません、長く使用するために必要となります空  
調、トイレ、バリアフリー化に関する整備方針を記載してございます。  
主な改正点については以上でございます。

3の計画期間についてですが、令和5年4月1日から令和15年3月  
31日までの10年間を計画期間といたしまして、途中、概ね5年程度  
で時勢に応じた見直しを図ることとします。

4のパブリックコメントの実施期間についてでございますが、令和4  
年12月14日から令和5年1月13日までの間に実施しました。

5の意見の概要についてですが、パブリックコメントの実施期間にお  
きまして、意見の提出はございませんでした。

なお、計画書(案)につきましては、別冊のとおりですが、パブリッ  
クコメントを実施する際にお示しした原案に所要の修正をさせていただ  
いたものになっております。

本計画が議決となりましたら、市議会に報告した後に公表したいと考  
えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

### 議案第17号 前橋市指定文化財の追加指定について

文化財保護課長

教育委員会議案第17号「前橋市指定文化財の追加指定について」ご  
説明申し上げます。議案書の29ページをご覧ください。

本議案につきましては、前橋市文化財保護条例第3条の規定に基づき、  
以下の物件を、前橋市指定文化財に追加指定しようとするものでござい  
ます。30ページをご覧くださいと思います。

令和5年2月2日に開催された文化財調査委員会議において、「不二  
山古墳」を市指定史跡として追加指定することについて諮問いたしました  
ところ、追加指定することが適当であるとの答申が同年2月2日にご  
ございました。そのため、議案として提出させていただきました。

追加指定史跡候補「不二山古墳」は、朝倉・広瀬古墳群の中で代表的  
な前方後円墳で、出土遺物も優秀なことから、古墳の中で既に市有地、  
となっておりました後円部部分が平成9年4月21日に市史跡として指  
定されています。その後、令和元年度に地権者より前方部部分の用地の  
寄附を受けまして、文化財保護課にて除草や間伐等の環境整備を進めて  
まいりました。史跡としての環境が概ね整ったことから、今回追加指定

を行うものです。概要につきましては、後ほどご覧いただきたいと思  
います。

指定年月日につきましては、本委員会で議決を頂いた日といたします。  
なお、追加指定のため市指定文化財の総数には変更はありません。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教 育 長

ただいま提案説明のありました議案について質疑に入ります。ご意見  
等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、議案第12号から議案第17号について、可決することに  
異議ありませんか。

( 異 議 な し )

教 育 長

異議のないものと認めます。

よって、議案第12号から議案第17号について可決いたします。

日程第五。その他について報告事項がございます。説明をお願いいた  
します。

#### その他(1) 行事について

総 務 課 長

その他(1)「行事について」ご説明申し上げます。

教育委員会の4月の定例会でございますけれども、17日月曜日午後  
2時から、市役所10階11階北会議室において開催予定です。(ほか、  
資料の主だった予定を紹介)

教育委員会の5月定例会につきましては、15日月曜日午後2時から、  
市役所11階北会議室で開催予定です。(ほか、資料の主だった予定を  
紹介)

以上、4月5月の行事予定です。

#### その他(2) 令和4年度第2回前橋市教育情報システム利活用推進 委員会の開催結果について

総 務 課 長

次に、その他(2)「令和4年度第2回前橋市教育情報システム利活  
用推進委員会の開催結果について」、ご報告申し上げます。資料の36  
ページをご覧いただきたいと思ます。

日時、場所、出席者及び議題につきましては、記載のとおりでござい  
ます。結果概要の欄をご覧いただきたいと思ますが、まず、吉川教育  
長の挨拶の後、事務局から、GIGAスクール構想の進捗状況について  
報告し、ICT基盤整備、そして校務支援、さらには授業支援の各部会  
での取組状況をご報告させていただきました。

次に、検討事項を1件ずつ検討いたしまして、「1情報セキュリティ  
ポリシーの改定について」につきましては、1つ目は、文部科学省によ

る『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』の改定に伴うもの、2つ目が情報教育基盤の入れ替えによるもの、3つ目は、機構改革による改訂を4月1日付で行うこととしました。「2前橋市教育情報システム利活用推進委員会の組織改編について」では、委員会の名称から「システム」という表記を削除し、教育情報全体を検討できる名称に改め、今後は、部会での協議を委員会で吸い上げ、統括するような体制を目指すこととしました。併せまして、機構改革に伴う所属名称の変更の他、部会の主管課の変更等を行うこととしました。

なお、報告と検討の中で、各委員の皆様からお寄せいただきました意見について、ご紹介したいと思います。

まず、外部専門家からは、「教育というのは、子供たちのバックグラウンドが様々であるからこそ、学校の先生の価値があると思う。その強みをうまく生かせるような、例えば、前橋オリジナルで作成した教材を皆さんで共有して、自分たちで本当に前橋市が必要な教育をできるようなシステムを作っていくのが大事なのではないかと思う。群馬大学では教材を作ることができるシステムがあるので使っていただければと思う。」との意見をいただきました。

また、これに応えまして、小学校長会長からは、「紹介いただいた群馬大学が使っているシステムを使うなどして、前橋の教員が作った応用問題を市全体で共有できるような仕組みがあれば良いと思う。G I G A スクール運営支援センターの日頃の訪問支援には非常に助けられている。」との意見をいただきました。また、中学校長会長からは、「市の理科研究発表会では、小中ともにタブレットを使って子供たちが発表しており、動画は利用が多く、よく分かる使われ方をしていたように思う。」と報告をいただきました。次のページで、教頭会長からは、「学校の出席を家庭からG o o g l e フォームで入力してもらうシステムを導入してから、朝の電話での出席連絡が激減し、朝の活動にゆとりが出来て、先生の働き方改革にも役立っている。」とのご意見をいただきました。また、市教委の青少年課長からは、「学校と子どもたちと家庭との繋がりは、従来は家庭訪問や電話が入り口だったが、I C T という新しい扉が増えていくと考えている。今後は、人と繋がる協働的な学びを学校教育課や教育研修センターと連携して不登校の子供達に提供できるような取組をしていきたい。」という意見がございました。

今年度は2回の利活用推進委員会を開催いたしましたが、この成果を来年度に引き継ぎまして、さらにI C T 利活用の推進に取り組んでいく所存でございます。

### その他（3） 前橋市情報セキュリティポリシーの改定について

総務課長

次に、その他（3）「前橋市情報セキュリティポリシーの改定について」をご説明申し上げます。資料38ページをご覧ください。

まず、1の改定予定年月日につきましては、令和5年4月1日を予定



しております。次に、2の主な改定要因についてです。大きく(1)から(3)の三点ございます。はじめに、(1)といたしまして、文部科学省による『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』の改定に伴うものでございます。国のガイドラインは教育委員会等が教育情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、その考え方や内容を示したものでありますが、(ア)「教職員等の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理」におきまして、コンピュータウイルス等の不正プログラムのパターンファイルを登録して検出する方法と、さらには、ふるまい検知、これはコンピュータの挙動から悪意のあるものを識別して検出する方法ですが、これらを新たに追加いたします。ほか、フィルタリング等により「不適切なウェブページの閲覧の防止策を講じる旨」を追加いたします。(イ)の「1人1台端末におけるセキュリティ」につきましては、記載のとおり、「GIGAスクール構想における1人1台端末の整備に伴い、学校内外で利用する学習者用端末に対してのセキュリティ対策を追加」いたします。(ウ)の組織体制については、インシデントの対応を行うための体制であるCSIRT(シーサート)について、その役割を明文化し、説明を加えます。

次に、(2)の情報教育基盤の入れ替えによる改定でございますけれども、令和3年度に情報教育基盤を入れ替えたことにより、これまで「学習系」と呼んでいた名称を「指導者系」に、「校務外部接続系」と呼んでいた名称を「校務外部系」とそれぞれ変更するなど、用語や用語の定義が変更となりましたので改定するものです。

最後に(3)の機構改革による改定ですが、学校教育課の再編や教育支援課の新設等、令和5年度4月1日から機構改革に併せて、記載している全体図のとおり改定を行うものでございます。説明は以上です。

#### その他(4) 令和4年度第2回前橋市文化財調査委員会議の開催結果について

文化財保護課長

その他(4)「令和4年度第2回前橋市文化財調査委員会議の開催結果」につきましてご報告申し上げます。資料の39ページをご覧ください。日時、場所、出席者及び議題については、記載のとおりです。

次に結果概要ですが、諮問では、市指定史跡候補「不二山古墳」の追加指定について諮問を行いました。

審議では、市指定史跡候補「不二山古墳」の追加指定について審議を行い、全会一致で指定が妥当であるとの答申が出されました。

議事で、令和4年度の文化財調査の結果報告や、実施事業結果の概要について説明がなされ、委員より了承を得ました。

会議の結果につきましては、記載のとおりです。続いて、会議の主な意見等についてですが、諮問物件を追加指定することについて問題はないが、史跡周辺が宅地化されており、今後進入路についての検討を行ってほしいとの意見を頂きました。以上でございます。

### その他(5) 令和5年度市立前橋高等学校入学者選抜実施状況について

前橋高等学校事務長補佐

その他(5) 令和5年度市立前橋高等学校入学者選抜実施状況について、ご報告いたします。当日配付資料その他(5)をご覧ください。表中の網掛けの部分が令和5年度の実施状況です。

まず、1の前期選抜試験についてですが、募集人員120人に対し、志願者数は市内・市外を合わせまして、男子111人、女子133人の合計244人でした。志願者数は前年度と比較して2人の増となっております。志願倍率は2.03倍で、県内の全日制の公立高等学校全体の志願倍率2.02倍とほぼ同じ倍率となっています。右側の前期選抜の合格者数ですが、募集定員のとおり120人で、男女の内訳は、男子57人、女子63人となっております。A選抜とB選抜の男女別の合格者数につきましては、その下の表に記載のとおりです。

次に、2の後期選抜試験についてですが、募集人員120人に対して、志願者数は、男子65人、女子72人の合計137人でした。志願者数は前年度と比較して8人の増となっております。志願倍率は1.14倍で、県内の全日制高校全体の志願倍率0.99倍を上回る倍率となっています。後期選抜の合格者数ですが、募集定員のとおり120人で、男女の内訳は、男子58人、女子62人となっております。

今後の日程ですが、3月23日木曜日に入学者説明会、4月10日月曜日に入学式を予定しております。説明は以上です。

### その他(6) 令和4年度第3回前橋市公民館運営審議会の開催結果について

生涯学習課長

その他(6) 「令和4年度第3回前橋市公民館運営審議会の開催結果について」、ご報告申し上げます。資料の40ページをご覧ください。日時、場所、出席者及び議題につきましては、記載のとおりでございます。

3回目となる今回の審議会では、森谷委員長の意向もあり、諮問のテーマである「地域と学校を結ぶ公民館」を更に深く理解できるよう、芳賀公民館で行われた共愛学園前橋国際大学と芳賀公民館共催の共愛地域連携講座『上毛を学ぶ』～芳賀地区の戦国時代を学ぶ～を視察しました。

議事では「地域と学校を結ぶ公民館」の諮問をテーマに、事前調査を行った共愛学園前橋国際大学地域共生研究センターと芳賀公民館から資料に基づき報告をいただき、その後、森谷委員長の進行により意見交換を行いました。

令和4年度の審議会については今回で終了し、令和5年度は、3回の審議会を予定しています。その中で市の諮問に対しての答申書は、令和5年度末に市へ提出される予定でございます。

いただいたご意見の中から主なものをご報告いたします。

「大学では、地域貢献が求められている現状があり、地域と連携をしたいと思っている大学が多く、地域に提供できるコンテンツもあるが、公民館が求めているものとの違いが生じる等マッチングが難しい。」「今は人と人との繋がりや連携している部分が強いため、担当者が変更になることで事業がうまく運ばない事態になることがあるのは課題である。」「学校と公民館間相互のニーズをマッチングやコーディネートをするシステムや組織等があれば、スムーズに繋がれるのではないか。」以上、ご報告申し上げます。

### その他（７） 自動貸出機等の利用開始について

図書館長

その他（７）自動貸出機等の利用開始について、ご説明申し上げます。資料の４１ページをご覧ください。

図書館本館、前橋こども図書館及び一部の分館において、窓口スタッフを介さずに、利用者自身で図書資料等の貸し出し手続きを行える自動貸出機の利用を開始いたします。

まず、１の概要についてですが、（１）令和５年４月１日から自動貸出機等の利用を開始します。利用開始に先立ち、３月２８日から３１日までの午前９時から午後４時まで、試行的に稼働させ、利用者に使用してもらい、稼働に問題がないか検証する予定です。（２）自動貸出機の導入により、利用者自身で貸し出し手続きを完結することができます。

（３）貸し出し処理の漏れを防止するため、セキュリティゲートを出入口に設置いたします。（４）自動貸出機を使わずに、これまでどおり窓口スタッフによる貸し出し手続きも、引き続き利用可能です。

次に、２の利用方法についてですが、４２ページに、自動貸出機の利用方法のイメージ図がございますので、ご覧ください。まず、（１）自動貸出機の所定位置に貸し出し希望の図書資料等を置きます。（２）図書館利用カードをかざして番号を読み取らせませます。（３）貸し出し希望の資料数を読み取ったか確認し、処理を行います。例えば、２点の貸し出し希望であれば、２点分の内容が表示されているかを確認し、貸し出し処理を行います。（４）貸し出しレシートを受領して完了となります。

なお、貸し出し処理に漏れがあった場合は、出入口に設置したセキュリティゲートを通る際、ランプが点灯するとともに、警報音でお知らせいたします。

資料の４１ページに戻っていただき、次に、３の自動貸出機の設置先についてですが、図書館本館と前橋こども図書館のほか、資料に記載の１０分館へ設置いたします。自動貸出機等の設置については、配架しているＩＣタグを貼付した図書資料等と機器類の干渉を避けるため、一定のスペース確保が必要なことなどから、一部の分館への設置となっています。

最後に、４のその他についてですが、返却については、従来どおり窓口または、各館の返却ポストにおいて受け付けます。以上でございます。

教 育 長 総務課からの行事予定で、次回の定例会についてですが、4月17日(月)午後2時ということでよろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

教 育 長 では、4月定例会については4月17日月曜日午後2時からと決定します。

また、5月定例会については5月15日月曜日午後2時から予定することで、よろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

教 育 長 では、5月定例会については、5月15日月曜日午後2時からということで、お願いいたします。

ほかに、ただ今の報告について質疑等ございますでしょうか。

木 村 委 員 36ページ、37ページにありました、令和4年度第2回前橋市教育情報システム利活用推進委員会の主な意見について、教頭会長の先生から、出欠を家庭でGoogleフォームから入力することを導入したと書いてありましたが、こういったものは学校の判断で学校ごとに取り組んでいるということなのでしょうか。

私の子供の学校では、特定の用紙があって、登校班の班長さんにその日の朝に渡す方法となっています。システムで入力できたら良いと素朴に思い、実施状況やどのようになっているのか、お伺いしたいと思いました。

総 務 課 長 Googleフォームによるシステムについては、先進的なモデル校で開発したものでございますが、非常に良いものであることから、市全体にも広げていこうということで、基本の仕組みを各学校にも提供しています。ただし、各学校において、それをそのまま導入できるかというのは、若干事情が違うところもありますので、各校の判断で導入を決めていただいている状況です。ただ、導入する学校は増えてきておりまして、実態としては、今後さらに広がって、それが標準になるのではないかとこのように考えています。

木 村 委 員 ちなみに何校ぐらいで導入しているのですか。

総 務 課 長 実数は掴んでいないのですが、かなりの校数が導入していると思います。また次回以降ご報告させていただきます。

教 育 長 教育委員会としても導入の支援をしていきたいと思っております。  
他にございますでしょうか。奈良委員、市立前橋高等学校の入学者選抜の実施状況などについても報告がありましたが、ご意見・ご感想などいかがでしょうか。

奈 良 委 員 今まで市立前橋高校はどちらかというと、女子生徒の比率が高くて、過去の数字を見ますと、2：1くらいの比率で推移してきたかと思いますが、令和5年度の入学者については、概ね半々に近づいているということで、男子の志願が増えてきていると捉えて良いのでしょうか。

教 育 長 何か要因等ありますでしょうか。

前橋高等学校事務長補佐 今年度の入学者の状況は、男子が約48%、女子が52%、前年は男子が約45%、女子が55%、さらにその一年前は、男子が約42%、女子が約58%と3%ずつ男子が増えている状況です。  
平成6年に共学化してから、約30年になりますが、だんだんと共学ということが浸透してきたのだなと捉えているところでございます。

教 育 長 特に何かを仕掛けたわけではないけれども、50%、50%に近づいているというイメージでしょうか。他にございますか。よろしいでしょうか。  
なければ、ここで先月、文部科学省が主催しました市町村教育長・教育委員研究協議会に木村委員が参加されましたので、参加された感想やお感じになられたことをご報告いただければと思います。

#### 市町村教育長・教育委員研究協議会についての報告

木 村 委 員 2月10日に東京で、市町村教育長・教育委員研究協議会というものがあまして、そちらに前橋市教育委員会の教育委員として参加してまいりました。当初、文部科学省の建物で開催予定でしたが、参加者が非常に多いということで、急遽、近隣のカンファレンスセンターに会場が変更になりました。

最初に全体会があり、その後、分科会がありました。分科会のテーマは「いじめ・不登校について」、「地域と学校の連携・協働について」、「部活動の在り方について」の3つがありました。私はテーマ1の「いじめ・不登校について」参加させていただきました。事務局の皆様には、関連する資料を作ってください、大変お世話になりました。

分科会は、5～6の自治体ごとにグループが形成され、そこでテーマに沿って話し合い、その後にフィードバックの時間で、それぞれのグループの色々な取組みについて共有する時間を持ちました。その中で、印象に残ったことを紹介させていただきたいと思います。

まず、不登校やいじめ対策として、アプリやシステムを利用している

例がいくつか散見されました。例えば、千葉県柏市では、いじめを認知するための、匿名で相談できるアプリ「STANDBY（スタンバイ）」というものを利用していることが報告されました。岐阜市においては、一人一台端末を活用して毎日の心の状態を尋ねる「ここタン」というものがあるそうです。そこで相談したい先生を選んだりすることも出来て、選ばれた先生に連絡がいくというシステムの紹介がありました。

いじめや不登校の予防的な対応については、東京都の大田区は、学級集団調査と学校生活調査を企業を通して行い、子供にとって心地よい集団なのか調査しているということを紹介いただきました。神奈川県厚木市では、居心地の良い、学びやすい環境づくりということで、発達特性のある子供へのリソースルーム「のびっこルーム」というのをやっていて、これは文部科学大臣賞もとったそうです。誰でも使える、勉強がわからないところがあれば、そこに行って、聞いて、また自分の教室に戻るような感じでした。詳しくはわからないのですが、あまり学籍などの手続きがいらずに、行ったり来たりできるような印象を持ちました。神奈川県鎌倉市では、学校全体を俯瞰して、不登校児童や先生や保護者への対応をする児童専任という先生がいらっしゃるということです。授業時数も軽減し、担任も持たないということにして、児童専任にかかる費用は鎌倉市が負担しているということでした。

いじめや不登校が起こった後の対策については、不登校については、東京都大田区が不登校特例校を設置しているとのことでした。中学校の分教室でやっていて、比較的好評で出席率は高い。学習の内容は絞っていて、授業時数も少なめにしているとのこと紹介がありました。東京都青梅市では、教育委員会の先生がオンラインで授業をするということをしているとのことでした。神奈川県大磯町では、お寺が不登校の子供の居場所づくりしているという独特な取組みをされていました。

いじめ対策については、新潟県長岡市では、いじめは、初期対応が大事だということで、前橋市でも作っているようですが、初期対応フロー図を作っているとのことでした。長岡市で強調されていたのは、全学校はもちろんのこと全保護者にフロー図を配付していることでした。それによって、このフロー図のこの段階なのだということが保護者もわかって、安心して。いじめ対応でこじれにくくなるというか、そういったことのご紹介がありました。東京都青梅市では、スクールロイヤーが常駐しているということでした。

参加者は全国から集まっていたので、私も非常に学びが多かったです。機会をいただいて、ありがとうございました。以上です。

教 育 長

大変有意義な情報を共有いただき、ありがとうございました。

今、不登校といじめの対策について、様々な事例のご紹介をいただきましたけれども、青少年課長いかがでしょうか。

青少年課長

貴重なご意見ありがとうございました。また、貴重な資料も青少年課では供覧させていただいており、非常に参考になる部分があると思っております。

やはり児童生徒理解がすごく大切であるなど思っています。その中で先ほどあったWEBシステムやアプリを使うということは、それは昨今の子供たちの内面が見取りづらくなってきているところを意味しているのかなと思っています。それらの先進的な事例を元にして研究を進めていくこともありますが、それを先生方の第六感であったり、直感であったり、お互いの情報共有の中で、いち早く察していけるように私たちもまた学校に改めて伝えていきたいと思っております。

また、いじめ対策の方でも、やはりとにかくいじめは初期対応が大切だということで、学校には啓発をさせていただいております。先ほど初期対応のフロー図について、前橋市のものもご覧いただいたということで、ありがとうございます。各学校には、学校のいじめ防止基本方針というものを策定してもらっております。それを4月の段階で職員、そして保護者に対しては保護者会や様々な場を通して、学校がちゃんと丁寧に対応するということをしっかり伝えてもらうようにしているところです。委員さんの意見を聞きまして、改めて学校に周知していきたいと思っております。

また、スクールロイヤーの常駐につきましては、前橋は県内でもいち早く始めさせていただいたのですが、スクールロイヤーを導入する際に私たちが一番心配だったのは、学校が安易に法律に頼ってしまわないだろうかということでした。学校の中でも問題が解決できることをすぐにスクールロイヤーの先生に聞いてしまわないかというそんな不安も感じておりました。ところが、やはり学校は自分たちの中でしっかり解決し、その中でどうしても難しい案件について、相談しているところです。

あらためて常駐のメリット、それから少し離れた部分のメリットも私たち参考にさせていただきながら、スクールロイヤーについては、導入から4年目になろうとしています。今のご意見を踏まえながら、新しいスクールロイヤーの在り方について研究を深めさせてもらいたいと思います。ご意見ありがとうございました。

教 育 長

委員の方から、木村委員に対して何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。木村委員、貴重な資料もありがとうございました。なければ、以上で質疑を終わります。

次に、先ほど非公開と決定されました議案について、議事を行います。

傍聴人の方をお願いいたします。ここからの議事は非公開といたしますので、退場されますようお願いいたします。

( 傍 聴 人 退 場 )

教 育 長 | それではまず、議案第10号及び議案第11号を議題といたします。  
提案説明をお願いいたします。

**【非公開議案】**

総務課長 | 議案第10号 令和5年第1回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について

学校教育課長 | 議案第11号 令和5年第1回定例市議会提出予定議案（事件）の作成に対する意見について

学校教育課長 | 議案第18号 市費負担教職員（管理職）人事の内申について

教 育 長 | 以上をもちまして教育委員会3月定例会を閉会いたします。

(午後3時10分)